

教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和5年9月7日(木) 午後3時00分から

2 場 所 教育委員会室

3 日 程

議決事項

上程事項なし

報告事項

第1 教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について(資料1)

第2 令和6年度墨田区立小・中学校募集人数について(資料2)

第3 令和5年度墨田区立図書館・コミュニティ会館図書室・すみだ女性センター情報資料コーナー蔵書点検実施報告について(資料3)

教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

1 趣旨

墨田区長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取の依頼があったが、依頼内容は緊急に処理しなければならない、かつ、教育委員会を招集する暇がなかったため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条に基づく教育長の臨時代理により異議ない旨を回答した。

2 条例案名

- (1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- (3) 墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

3 区長からの依頼文

別紙1のとおり

4 新旧対照表

別紙2のとおり

5 回答文

別紙3のとおり

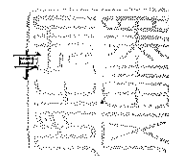
5 墨総法条第 6 ・ 7 号

令和 5 年 8 月 3 0 日

墨田区教育委員会

教育長 加藤 裕之 様

墨田区長 山本



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

令和 5 年度墨田区議会定例会 9 月議会に下記のとおり条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、貴委員会の意見をお聴きします。

記

1 提出しようとする条例案名

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

2 提案理由

東京都等の動向を踏まえ、幼稚園教育職員に対する手当及び制度について、幼稚園教育職員とパートナーシップ関係にある者の取扱いを定めるため、次の条例について所要の改正をする必要がある。

※幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例について、所要の改正をする。

3 施行期日

公布の日

4 提出条例案

別紙のとおり



議案第23号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び幼稚園教育
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月11日

提出者 墨田区長 山 本 亨

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び幼稚園教育
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年墨田区
条例第19号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項及び第2項中「含む。以下同じ。）」の次に「又はパートナーシ
ップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパート
ナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを
約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関
係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加
える。

第17条第1項中「その配偶者」の次に「、パートナーシップ関係の相手方」を、
「、配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年墨田区条例第20号)の一
部を次のように改正する。

第10条第2項第1号中「同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係(双方
又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相
互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の
関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。)の

相手方」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (平成 3 0 年墨田区条例第 9 号) の一部を次のように改正する。

付則第 3 項中「引き続き」の次に「、配偶者を有しない場合 (幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (令和 5 年墨田区条例第 号) の施行の日以後にあっては、配偶者及びパートナーシップ関係 (双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した 2 者間の関係その他の婚姻関係に相当すると墨田区教育委員会が認める 2 者間の関係をいう。) の相手方 (以下「パートナーシップ関係の相手方」という。) のいずれも有しない場合) で、かつ」を加える。

付則第 4 項中「が配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

付則第 6 項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を、「生じた日」の次に「 (幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (令和 5 年墨田区条例第

号) の施行の前日にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、同日) 」を加える。

(提案理由)

東京都等の動向を踏まえ、幼稚園教育職員に対する手当及び制度について、幼稚園教育職員とパートナーシップ関係にある者の取扱いを定めるため、所要の改正をする必要がある。

5 墨総法条第 8 ～ 1 2 号
令和 5 年 8 月 3 0 日

墨田区教育委員会

教育長 加藤 裕之 様

墨田区長 山本 享



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

令和 5 年度墨田区議会定例会 9 月議会に下記のとおり条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、貴委員会の意見をお聴きします。

記

1 提出しようとする条例案名

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

2 提案理由

東京都等の動向を踏まえ、職員に対する各種手当及び制度について、職員とパートナーシップ関係にある者の取扱いを定めるため、次の条例について所要の改正をする必要がある。

※職員の旅費に関する条例、職員の退職手当に関する条例、職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例について、所要の改正をする。

3 施行期日

公布の日

4 提出条例案

別紙のとおり



議案第18号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月11日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和33年墨田区条例第19号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。))」を加える。

第12条の3第1項第2号中「(配偶者の)」を「又はパートナーシップ関係の相手方(配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも)」に改める。

第13条の2第1項及び第2項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 職員の旅費に関する条例(昭和33年墨田区条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。)の相手方」を加える。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 3 条 職員の退職手当に関する条例 (昭和 33 年墨田区条例第 22 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「含む。) 」の次に「又は職員の死亡の当時において、パートナーシップ関係 (双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した 2 者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める 2 者間の関係をいう。) の相手方 (以下「パートナーシップ関係の相手方」という。) であった者」を加える。

第 13 条第 8 項第 2 号中「含む。) 」を「含む。第 5 号において同じ。) 又はパートナーシップ関係の相手方」に改め、同項第 5 号中「同条第 2 項」を「その者及びその者により生計を維持されている同居の親族又はパートナーシップ関係の相手方の移転に通常要する費用を考慮した同条第 2 項」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 4 条 職員の育児休業等に関する条例 (平成 4 年墨田区条例第 7 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条の 3 第 2 号中「同じ。) 」の次に「又はパートナーシップ関係 (双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した 2 者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める 2 者間の関係をいう。) の相手方 (以下「パートナーシップ関係の相手方」という。) 」を加え、同条第 3 号ア及びイ中「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第 2 条の 4 第 1 号及び第 2 号中「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第 3 条第 5 号、第 4 条及び第 8 条第 7 号中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第 18 条第 1 項中「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第 5 条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (平成 1 0 年墨田区条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「含む。以下同じ。) 」の次に「又はパートナーシップ関係 (双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した 2 者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める 2 者間の関係をいう。) の相手方 (以下「パートナーシップ関係の相手方」という。) 」を加える。

第 1 6 条第 1 項中「その配偶者」の次に「、パートナーシップ関係の相手方」を、「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (平成 3 0 年墨田区条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

付則第 1 1 項中「引き続き」の次に「、配偶者を有しない場合 (職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (令和 5 年墨田区条例第 号) の施行の日以後にあっては、配偶者及びパートナーシップ関係 (双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した 2 者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める 2 者間の関係をいう。) の相手方 (以下「パートナーシップ関係の相手方」という。) のいずれも有しない場合) で、かつ」を加える。

付則第 1 2 項中「が配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

付則第 1 4 項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を、「生じた日」の次に「 (職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (令和 5

年墨田区条例第 号)の施行の日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、同日)」を加える。

(提案理由)

東京都等の動向を踏まえ、職員に対する各種手当及び制度について、職員とパートナーシップ関係にある者の取扱いを定める必要があるため、職員の給与に関する条例その他の関係条例について所要の改正をする必要がある。

5 墨 総 法 条 第 1.4 号

令 和 5 年 8 月 3 0 日

墨田区教育委員会

教育長 加 藤 裕 之 様

墨田区長 山 本 亨



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

令和5年度墨田区議会定例会9月議会に下記のとおり条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見をお聴きします。

記

1 提出しようとする条例案名

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

2 提案理由

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正を踏まえ、介護補償額を改定するほか、婦人補導院法の廃止により、所要の規定整備をする必要がある。

3 施行期日等

ア 介護補償額の改定 公布の日から施行し、本年4月1日から適用する。

イ 婦人補導院法の廃止による規定整備 令和6年4月1日

4 提出条例案

別紙のとおり



議案第24号

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月11日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年墨田区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「次に掲げる」を「刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている」に改め、「、又は収容され」を削り、同条各号を削る。

第11条第2項第1号中「17万1,650円」を「17万2,550円」に改め、同項第2号中「7万5,290円」を「7万7,890円」に改め、同項第3号中「8万5,780円」を「8万6,280円」に改め、同項第4号中「3万7,600円」を「3万8,900円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条ただし書の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第11条第2項の規定は、令和5年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の第11条第2項の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これに相当する新条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

（提案理由）

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正を踏まえ、介護補償額を改定するほか、婦人補導院法の廃止により、所要の規定整備をする必要がある。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第 1 条による改正（幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 12 年墨田区条例第 19 号））

改 正 案	現 行
<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）</p> <p>第 10 条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項、次条第 1 項及び第 3 項並びに第 10 条の 3 第 1 項及び第 3 項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した 2 者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める 2 者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）で当該子の親であるものが、深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第 10 条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項、次条第 1 項及び第 3 項並びに第 10 条の 3 第 1 項及び第 3 項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p>

教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

- 2 前項の規定は、第17条第1項に規定する日常生活を営むことに支障があるもの(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項及び第3項並びに第10条の3第1項及び第3項において同じ。)のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。))の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。))で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育すること

- 2 前項の規定は、第17条第1項に規定する日常生活を営むことに支障があるもの(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項及び第3項並びに第10条の3第1項及び第3項において同じ。)のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

<p>ができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3 〔略〕 (介護休暇)</p> <p>第17条 教育委員会は、職員がその配偶者、<u>パートナーシップ関係の相手方</u>、父母、子、<u>配偶者又はパートナーシップ関係の相手方</u>の父母その他教育委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇(前条第1項に規定するものを除く。次項において同じ。)を承認するものとする。</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>3 〔略〕 〔同左〕</p> <p>第17条 教育委員会は、職員がその配偶者、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇(前条第1項に規定するものを除く。次項において同じ。)を承認するものとする。</p> <p>2 〔略〕</p>
---	---

第2条による改正(幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年墨田区条例第20号))

改 正 案	現 行
<p>(扶養手当)</p> <p>第10条 〔略〕</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。)又は<u>パートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。)</u>の相手方</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第10条 〔略〕</p> <p>2 〔同左〕</p> <p>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。)</p>

～〔略〕 3・4〔略〕	～〔略〕 3・4〔略〕
----------------	----------------

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年墨田区条例第9号)の一部を次のように改正する。

付則第3項中「引き続き」の次に「、配偶者を有しない場合(幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和5年墨田区条例第 号)の施行の日以後にあっては、配偶者及びパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると墨田区教育委員会が認める2者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)のいずれも有しない場合)で、かつ」を加える。

付則第4項中「が配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

付則第6項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を、「生じた日」の次に「(幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和5年墨田区条例第 号)の施行の前日にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、同日)」を加える。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条による改正（職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号））

改 正 案	現 行
<p>（扶養手当）</p> <p>第11条〔略〕</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）又は<u>パートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）</u></p> <p>～〔略〕</p> <p>3・4〔略〕</p> <p>（住居手当）</p> <p>第12条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>〔略〕</p> <p>第13条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、<u>配偶者又はパートナーシップ関係の相手方（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）が現に居住する住宅（職員寮等で墨田区規則で定めるものを除く。）に同居するときに世帯主となるもののうち、当該住宅を借り受け、月額2万7,000円以上の家賃を支払っているもの</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第11条〔略〕</p> <p>2 〔同左〕</p> <p>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）</p> <p>～〔略〕</p> <p>3・4〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第12条の3 〔同左〕</p> <p>〔略〕</p> <p>第13条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（<u>配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）が現に居住する住宅（職員寮等で墨田区規則で定めるものを除く。）に同居するときに世帯主となるもののうち、当該住宅を借り受け、月額2万7,000円以上の家賃を支払っているもの</u></p>

<p>2・3 〔略〕 （単身赴任手当）</p> <p>第13条の2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の墨田区規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して墨田区規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して墨田区規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2 単身赴任手当の月額、3万円（墨田区規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が墨田区規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、1万4,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて墨田区規則で定める額を加算した額）とする。</p> <p>3～5 〔略〕</p>	<p>2・3 〔略〕 〔同左〕</p> <p>第13条の2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の墨田区規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して墨田区規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して墨田区規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2 単身赴任手当の月額、3万円（墨田区規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が墨田区規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、1万4,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて墨田区規則で定める額を加算した額）とする。</p> <p>3～5 〔略〕</p>
--	--

第2条による改正（職員の旅費に関する条例（昭和33年墨田区条例第20号））

改正案	現行
<p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>～ 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 〔同左〕</p> <p>～ 〔略〕</p>

<p>扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は<u>パートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）</u>の相手方、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。</p> <p>2 〔略〕</p>
--	--

第3条による改正（職員の退職手当に関する条例（昭和33年墨田区条例第22号））

改 正 案	現 行
<p>（遺族の範囲及び順位）</p> <p>第4条 前条第1項に規定する遺族は、次に掲げる者とする。</p> <p>配偶者（届出をしないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）又は<u>職員の死亡の当時において、パートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）</u>の相手方（以下「<u>パートナーシップ関係の相手方</u>」という。）であった者</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>（失業者の退職手当）</p> <p>第13条 〔略〕</p> <p>2～7 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第4条 〔同左〕</p> <p>配偶者（届出をしないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第13条 〔略〕</p> <p>2～7 〔略〕</p>

8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

〔略〕

前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第5号において同じ。）又はパートナーシップ関係の相手方と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額

・ 〔略〕

公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に気定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 その者及びその者により生計を維持されている同居の親族又はパートナーシップ関係の相手方の移転に通常要する費用を考慮した同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

〔略〕

9～14 〔略〕

8 〔同左〕

〔略〕

前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額

・ 〔略〕

公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に気定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

〔略〕

9～14 〔略〕

第4条による改正（職員の育児休業等に関する条例（平成4年墨田区条例第7号））

改 正 案	現 行
<p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>〔略〕</p> <p>非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）<u>又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）が</u>当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条の3 〔同左〕</p> <p>〔略〕</p> <p>非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）</p>

により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、墨田区規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合)

当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育

〔同左〕

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育

児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が当該子の1歳到達日(当該配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ・エ〔略〕

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、墨田区規則で定める特別の事情がある場合にあっては第3号に掲げる場合に該当する場合)とする。

当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休

児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ・エ〔略〕

〔同左〕

第2条の4〔同左〕

当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休

業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

・ [略]

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

～ [略]

配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

・ [略]

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の

業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

・ [略]

[同左]

第3条 [同左]

～ [略]

配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

・ [略]

[同左]

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと

利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。
 （育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

～ 〔略〕

配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第18条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして墨田区規則で定める事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の墨田区規則で定める事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の墨田区規則で定める措置を講

その他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

〔同左〕

第8条 〔同左〕

～ 〔略〕

配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

〔同左〕

第18条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして墨田区規則で定める事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の墨田区規則で定める事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の墨田区規則で定める措置を講じなければならない。

じなければならない。	
2 〔略〕	2 〔略〕

第5条による改正（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年墨田区条例第4号））

改 正 案	現 行
<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）</p> <p>第9条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として墨田区規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項及び第3項並びに第9条の4第1項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は<u>パートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第9条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として墨田区規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項及び第3項並びに第9条の4第1項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして墨田区規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p>

育することができるものとして墨田区規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

- 2 前項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むことに支障があるもの(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として墨田区規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項及び第3項並びに第9条の4第1項及び第3項において同じ。)のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。))で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において

- 2 前項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むことに支障があるもの(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として墨田区規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項及び第3項並びに第9条の4第1項及び第3項において同じ。)のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして墨田区規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

常態として当該子を養育することができるものとして墨田区規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 〔略〕

(介護休暇)

第16条 任命権者は、職員がその配偶者、パートナーシップ関係の相手方、父母、子、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の父母その他墨田区規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇(前条第1項に規定するものを除く。次項において同じ。)を承認するものとする。

2 〔略〕

3 〔略〕

〔同左〕

第16条 任命権者は、職員がその配偶者、父母、子、配偶者の父母その他墨田区規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇(前条第1項に規定するものを除く。次項において同じ。)を承認するものとする。

2 〔略〕

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年墨田区条例第4号)の一部を次のように改正する。

付則第11項中「引き続き」の次に「、配偶者を有しない場合(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和5年墨田区条例第 号)の施行の日以後にあっては、配偶者及びパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)のいずれも有しない場合)で、かつ」を加える。

付則第12項中「が配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

付則第14項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を、「生じた日」の次に「（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年墨田区条例第 号）の施行の日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、同日）」を加える。

子ども文教委員会
令和5年 月 日

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（休業補償）</p> <p>第7条 休業補償は、学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないとき、当該学校医等に対して、その収入を得ることができない期間、1日につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給して行う。ただし、<u>刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合</u>（墨田区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める場合に限る。）には、その拘禁されている期間については、休業補償は行わない。</p> <p>（介護補償）</p> <p>第11条 〔略〕</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>17万2,550円</u>を超えるときは、<u>17万2,550円</u>）</p> <p>常時介護を要する場合において、その</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第7条 休業補償は、学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないとき、当該学校医等に対して、その収入を得ることができない期間、1日につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給して行う。ただし、<u>次に掲げる場合</u>（墨田区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める場合に限る。）には、その拘禁され、<u>又は収容されている期間</u>については、休業補償は行わない。</p> <p><u>刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合</u></p> <p><u>婦人補導院その他これに準ずる施設に収容されている場合</u></p> <p>〔同左〕</p> <p>第11条 〔略〕</p> <p>2 〔同左〕</p> <p>介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>17万1,650円</u>を超えるときは、<u>17万1,650円</u>）</p> <p>常時介護を要する場合において、その</p>

月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が7万7,890円以下であるときに限る。）。 7万7,890円

介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が8万6,280円を超えるときは、8万6,280円）

随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が3万8,900円以下であるときに限る。）。 3万8,900円

月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が7万5,290円以下であるときに限る。）。 7万5,290円

介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が8万5,780円を超えるときは、8万5,780円）

随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が3万7,600円以下であるときに限る。）。 3万7,600円

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条ただし書の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第11条第2項の規定は、令和5年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間にお

いて、この条例による改正前の第11条第2項の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これに相当する新条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

5 墨教庶第 1 0 6 9 号
令和 5 年 9 月 1 日

墨田区長
山 本 亨 様

墨田区教育委員会
教育長 加 藤 裕 之

教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について（回答）

令和 5 年 8 月 3 0 日付け 5 墨総法条第 6 ・ 7 号外 2 件により、下記のとおり意見を求められましたこのことについては、貴案のとおりで異議ありません。

記

- 1 意見聴取のあった条例案名
 - 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
 - 墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

令和6年度墨田区立小・中学校募集人数について

小学校名	通学区域内の 住民基本台帳 児童数(人)	募集人数(受入可能数)	
		児童数(人)	学級数(学級)
緑	105	他学区からの 選択停止	
外手	88	88	3
二葉	124	他学区からの 選択停止	
錦糸	94	94	3
中和	34	50	2
言問	25	30	1
小梅	85	85	3
柳島	83	85	3
業平	78	85	3
両国	86	86	3
横川	73	85	3
菊川	83	85	3
第三吾孺	71	85	3
第四吾孺	44	50	2
第一寺島	61	61	2
第二寺島	70	85	3
第三寺島	62	62	2
曳舟	67	85	3
中川	70	他学区からの 選択停止	
東吾孺	38	50	2
押上	91	91	3
八広	156	他学区からの 選択停止	
隅田	59	59	2
立花吾孺の森	68	68	2
梅若	88	88	3

中学校名	通学区域内の 住民基本台帳 生徒数(人)	募集人数(受入可能数)	
		生徒数(人)	学級数(学級)
墨田	145	145	4
本所	149	149	4
両国	228	228	6
豎川	147	147	4
錦糸	203	220	6
吾孺第二	127	140	4
寺島	112	140	4
文花	184	184	5
桜堤	248	260	7
吾孺立花	186	220	6

募集人数は、各小中学校の通学区域内に居住する児童・生徒数及び、各学校施設の現況等から設定している。

通学区域の学校を希望する場合は、募集人数にかかわらず全員の受入を行う。

ただし、当該住所に生活実態が無いことが確認できた場合は、受入を行わない。

通学区域内の入学予定者数の増加に応じて、受入可能人数を拡大する場合がある。この場合、通学区域外からの受入は行わない。

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」の改正により、学級数増が見込まれた場合、募集人数(受入可能数)の変更を行う可能性がある。

令和5年度 墨田区立図書館・コミュニティ会館図書室・すみだ女性センター情報資料コーナー蔵書点検結果報告について

1 実施期間

令和5年6月6日から令和5年7月7日まで

2 点検内容総括

(冊)

館名称 項目	ひきふね 図書館	緑 図書館	立 花 図書館	八 広 図書館	東駒形 コミュニティ会館	梅若橋 コミュニティ会館	横 川 コミュニティ会館	女性 センター	計
蔵書在架確認資料数	175,199	99,495	56,824	59,558	70,179	60,496	83,650	7,216	612,617
不明資料数	168	51	16	47	22	28	25	3	360
不明資料割合	0.10%	0.05%	0.03%	0.08%	0.03%	0.05%	0.03%	0.04%	0.06%

※「蔵書在架確認資料数」＝蔵書点検期間中に在庫を確認した資料数（ひきふね図書館自動出納書庫は含まず）を表す（貸出中等の資料は除く）。

※「不明資料数」＝全館蔵書点検終了後の抽出数

3 不明資料数の推移

(冊)

館名称 実施年度	ひきふね 図書館	緑 図書館	立 花 図書館	八 広 図書館	東駒形 コミュニティ会館	梅若橋 コミュニティ会館	横 川 コミュニティ会館	女性 センター	計	不明資料 割合
平成25年度	1,488	953	233	414	616	982	448	14	5,148	0.85%
平成26年度	1,312	708	152	226	345	702	288	9	3,742	0.51%
平成27年度	425	298	49	138	36	64	77	4	1,091	0.24%
平成29年度	456	342	70	110	73	71	84	4	1,210	0.16%
平成30年度	399	193	67	66	63	58	77	2	925	0.12%
平成31年度	329	129	51	41	57	44	68	1	720	0.10%
令和2年度	244	57	35	35	25	39	42	0	477	0.06%
令和3年度	211	34	16	41	24	25	29	3	383	0.06%
令和4年度	182	28	18	46	16	14	26	4	334	0.06%
令和5年度	168	51	16	47	22	28	25	3	360	0.06%

※平成28年度は大規模改修工事のため、蔵書点検未実施

4 除籍対象資料

(冊)

実施年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
除籍対象資料	1,570	2,851	347	378	243	354	193	121	72	110

※不明資料のうち、3か年に渡り不明状態である資料については、発見できる見込みが低いと判断されることから、除籍対象とする。